



マイナンバーカードを使ってマイナポイントを付与してもらう方法



マイナポイントとは

マイナポイント事業とは、マイナンバーカードの普及促進とキャッシュレス決済の普及を促進することを目的に、総務省が実施する消費活性化政策の1つです。

マイナポイントは国から決済事業者を通じて付与されるポイントのことで、入金または購入総額の25%（上限5000円分）が還元されます。上限は5000円と決まっていますが、お得ですよ！

マイナポイントの付与は2020年9月1日から2021年3月31日までの予定です。



マイナポイントをもらうための手順

それでは、マイナポイントをもらうための手順を説明していきます。



1 マイナンバーカードを取得する

既にマイナンバーカードを持っている方は、必要ありませんが、マイナンバーカードを持っていない人はマイナンバーカードを取得する必要があります。マイナンバーカードは、申請から交付までかなり時間がかかるので、早めに取得することをおすすめします。

2 マイキーIDを登録する(マイナポイントの予約)

マイナポイントを取得するためにはマイナンバーカードを取得したうえで、マイキーIDを設定する必要があります。マイキーIDとは、マイナポイントの還元を受ける際に本人であることを認証するのに必要なIDです。マイキーIDの設定方法は、スマートフォンでする方法とパソコンでする方法がありますが、スマートフォンでする方法が簡単かと思います。アプリをダウンロードして必要な情報を入力していけば登録できるかと思います。「マイナポイントの予約・申込方法 - マイナポイント事業 - 総務省」で検索すれば、詳しい予約・登録方法が動画で閲覧できます。

3 マイナポイントの申込をする

ダウンロードしたアプリから、マイナポイントの申し込みをすることになります。アプリの指示に従いよく使うキャッシュレス決済事業者を登録するとよいでしょう。

キャッシュレス決済事業者ごとに、独自のキャンペーンを行っているところが多いので、キャンペーンの内容を確認してお得なところを選択するとマイナポイントと決済事業者のキャンペーンの2つでお得になります。

4 チャージもしくは購入で上限5000円のポイントを取得

2020年9月1日から2021年3月31日までのチャージ又は購入が付与の対象です。8月末までのチャージ又は購入については、マイナポイントは付与されません。2020年9月1日以降でも、申込前のチャージ又は購入については、マイナポイントは付与されません。

(文責:辻 悠祐)

【お問合せ】よつば総合法律事務所 ☎0120-916-746(フリーダイヤル) ✉info@yotsubasougou.com 🌐 <https://yotsubalegal.com/>

【柏事務所】〒277-0005 千葉県柏市柏1丁目5番10号 水戸屋香番館ビル4階(マツモトキヨシの向かい)

【千葉事務所】〒260-0015 千葉県千葉市中央区富士見1丁目14番地13号 千葉大栄ビル7階(野村証券のビル)

【東京事務所】〒100-0005 東京都千代田区丸の内2丁目2番1号 岸本ビルディング6階

受付時間:午前9時～午後6時 ※土曜・日曜・祝日 応相談 発行責任者大澤一郎(千葉県弁護士会所属登録番号29869)

【広告】本ニュースレターは当事務所と関わりのある方、当事務所の弁護士と名刺交換をさせていただいた方等に原則送付していますが日本弁護士連合会が定める「業務広告」に該当する可能性がありますので「広告」である旨の表記を本ニュースレター下部にしています。



コラム



大学時代の思い出

千葉事務所の粟津です。今回は私の大学時代の思い出について記載させていただきたいと思います。

私は大学時代「ボート部」というところに所属していました。1年のほとんどを合宿所に寝泊まりして過ごしていたため、大学時代の思い出はずばり「ボート」一色です。

合宿所は埼玉県の戸田オリンピックボートコースという所がありました。オリンピックという名を冠していることから想像がつくかもしれませんが、1940年東京オリンピックの際に建設された専用のコースになります。2020年の東京オリンピックは新たに江東区に海の森水上競技場というコースが設立され、こちらで実施予定になっています（戸田に比べてとても広くて綺麗です。）。

「ボート」という競技を知らない方は多いと思います。イメージとしては井の頭公園の手漕ぎボート（例えば古いかもしれません）をより競漕向きにスリムにしたものを想像していただくと近いかもしれません。モーターはついておらず、100%人力になります。一人乗り、二人乗り、四人乗り、八人乗りまでの種目があり、通常2000mという距離を漕いでタイムを競います。

ボート部に入った魅力の一つは大学から始めても上位を狙えるところにありました。高校の頃からボートを経験している学生は少ないので、よーいどんで大学入学から練習を始めても学生一や日本一を狙いやすいという状況がありました。実際私の2学年下の後輩が大学からボートを始めて、リオデジャネイロオリンピックに出たりもしました。

部の雰囲気はガチガチの体育会系といった感じでした。練習が厳しいこともそうですし、他にも例えば、入部して数か月後1年生はコスプレをして4年生と親交を深める飲み会が（伝統的に）ありました。私は当時「マツケンサンバ」が流行っていたので踊りを練習して自作の衣装を着て臨んだと思います。今となっては良い思い出です。

年中を合宿所で過ごしていると不思議な習慣や文化も生まれるのですが、今考えると不思議な略語や用語もいくつかありました。例えばトイレトペーパーのことを「トイペ」と略すのですが、未だに「トイペ」というと妻に笑われます。私的にはとても便利な略語のように今でも思うのですが。他にもオレンジジュース「オレ汁（じゅう）」と略したり、ご飯茶碗のことを「ズッペ」と言ったり、練習休みのことを「デン」と言ったりしていました。

当時は、朝の4~5時に起きて、授業を受けて、合宿所に帰って午後また練習をして9時就寝という生活を繰り返していました。そんな中でも、合間を縫って司法試験の勉強をし、旧司法試験に合格した先輩がいらっしゃいました。私も憧れて、就活をしないで法科大学院に行こうと決めたのが大学4年生の頃だったと思います。幸い、そこから司法試験に合格し、今に至りますが、振り返ると当時のスパルタな生活が忍耐力、ストレス耐性といったところが仕事の上でも活かしているように思います。

大学時代の思い出は以上になります。是非皆様も今後「ボート」を見る機会がありましたら注目・応援していただければと思います。



【お問合せ】よつば総合法律事務所 ☎0120-916-746(フリーダイヤル) ✉info@yotsubasougou.com 🌐 <https://yotsubalegal.com/>

【柏事務所】〒277-0005 千葉県柏市柏1丁目5番10号 水戸屋香番館ビル4階(マツモトキヨシの向かい)

【千葉事務所】〒260-0015 千葉県千葉市中央区富士見1丁目14番地13号 千葉大栄ビル7階(野村証券のビル)

【東京事務所】〒100-0005 東京都千代田区丸の内2丁目2番1号 岸本ビルディング6階

受付時間:午前9時~午後6時 ※土曜・日曜・祝日 応相談 発行責任者大澤一郎(千葉県弁護士会所属登録番号29869)

【広告】本ニュースレターは当事務所と関わりのある方、当事務所の弁護士と名刺交換をさせていただいた方等に原則送付していますが日本弁護士連合会が定める「業務広告」に該当する可能性がありますので「広告」である旨の表記を本ニュースレター下部にしています。



「業務内容の専門特化のお知らせ」の続報

2020年1月のニュースレターにて、業務内容の専門特化のお知らせを告知させていただきました。本ニュースレターでは、専門特化の状況をご報告させていただきます。

■怪我をした交通事故(被害者側)

以前から、医師を招いての症例検討会、交通事故チーム所属の弁護士による勉強会・研究会を開催しています。特に、後遺障害の認定に関する検討はますます磨きをかけているところです。幸い、2020年上半期は交通事故自体の減少もあり、重大な被害にあわれた方のお問合せは若干減っております。しかし、まだまだ、重大な怪我をした方、怪我をした方のお問合せを多くいただいております。

■**企業様に生じる諸問題・企業法務**(人事労務問題、契約書、債権回収、株主総会、株主間紛争、事業承継、クレーマー対策、知的財産、企業様を代理しての民事訴訟、労災対応、その他企業様を当事者とする諸問題・企業法務・その他顧問契約)

以前から、企業法務チームの弁護士を中心とする勉強会・研究会を開催しています。また、医療機関・運送業・不動産業など、業種に特化した弁護士による対応を進めております。また、最近の試みとしては事務所のフェイスブックによる法改正・セミナー情報の告知などの活動も行っております。

■個人及び企業の債務整理・破産・再生・任意整理・倒産に関する問題

昨今の社会情勢もあり、多くのお問合せをいただいております。2008年の事務所設立より、多くの債務整理の問題を解決しております。最近では、企業様からのご相談も増えております。

■遺言・民事信託・遺産分割・遺留分などの相続に関する紛争

相続に関しましても税理士の先生からのご紹介、不動産会社様からのご紹介その他たくさんの皆様からのご紹介により多くの案件をお取り扱いしております。また、業務品質の向上に常に努めております。

当事務所は現在、業務品質のさらなるレベルアップによるお客様満足度の向上のため、怪我をした交通事故(被害者側)、企業様からのご相談、個人・企業の債務整理に関する問題、相続問題、不動産問題に専門特化した事務所としてますます皆様のお役に立てるようにしたいと考えております。引き続きよろしくお願いたします。

(文責 大澤一郎)

【お問合せ】よつば総合法律事務所 ☎0120-916-746(フリーダイヤル) ✉info@yotsubasougou.com 🌐 <https://yotsubalegal.com/>

【柏事務所】〒277-0005 千葉県柏市柏1丁目5番10号 水戸屋香番館ビル4階(マツモトキヨシの向かい)

【千葉事務所】〒260-0015 千葉県千葉市中央区富士見1丁目14番地13号 千葉大栄ビル7階(野村証券のビル)

【東京事務所】〒100-0005 東京都千代田区丸の内2丁目2番1号 岸本ビルディング6階

受付時間:午前9時~午後6時 ※土曜・日曜・祝日 応相談 発行責任者大澤一郎(千葉県弁護士会所属登録番号29869)

【広告】本ニュースレターは当事務所と関わりのある方、当事務所の弁護士と名刺交換をさせていただいた方等に原則送付していますが日本弁護士連合会が定める「業務広告」に該当する可能性がありますので「広告」である旨の表記を本ニュースレター下部にしています。



代表弁護士大澤一郎の

「ワインが苦手な人のための ワインの選び方」

～第37回 基本に忠実にワインをお勧め～



本コラムも皆様の応援で4年目に入りました。今回は、初心に戻り、基本に忠実に「ワインが苦手な人のためのワインの選び方」についてです。

■どれを買えばよいかよくわからない？

これは難しい問題です。

・白ワインの場合、ぶどうの種類はソービニオンブラン種、産地はヨーロッパ以外(チリ・アルゼンチン・南アフリカ・ニュージーランドなど)という条件であれば、1000円以下のワインでもだいたいおいしいです。食べ物は基本的には何でもあいます。

・赤ワインはよりどれを買えばよいかよくわからないという問題は難しい問題です。色々選択肢はありますが、ブドウの品種はマルベック、産地はアルゼンチンをお勧めします。「これぞ赤ワイン」というような濃厚な味がする一方、値段はヨーロッパのワインと比べて安いです。アルゼンチンと言えば肉料理が有名です。ステーキや焼き肉などと相性がよいかもかもしれません。



■アルコールの匂いが強い？

ワインが苦手な方の理由で多いのは「アルコールの匂いが強い」という理由ではないかと思えます。ワインは冷やすことにより匂いが減ります。冷蔵庫でキンキンに冷やしたり、飲む直前に冷凍庫に入れたりすれば、アルコールの匂いが薄まります。

■アルコール度が高い？

ワインはアルコール度が10%以上ですので比較的高いです。オレンジジュースやグレープフルーツジュースなどの柑橘系のジュースで割ったり、ソーダで割るのがお勧めです。ちなみに、コーラで割っても意外とおいしいです。最終手段としては、ぶどうジュースで割るという手段もあります。

連載4年目も引き続き応援よろしくお願いたします。

【文責】大澤一郎

【お問合せ】よつば総合法律事務所 ☎0120-916-746(フリーダイヤル) ✉info@yotsubasougou.com 🌐https://yotsubalegal.com/

【柏事務所】〒277-0005 千葉県柏市柏1丁目5番10号 水戸屋呑番館ビル4階(マツモトキヨシの向かい)

【千葉事務所】〒260-0015 千葉県千葉市中央区富士見1丁目14番地13号 千葉大栄ビル7階(野村証券のビル)

【東京事務所】〒100-0005 東京都千代田区丸の内2丁目2番1号 岸本ビルディング6階

受付時間:午前9時～午後6時 ※土曜・日曜・祝日 応相談 発行責任者大澤一郎(千葉県弁護士会所属登録番号29869)

【広告】本ニュースレターは当事務所と関わりのある方、当事務所の弁護士と名刺交換をさせていただいた方等に原則送付していますが日本弁護士連合会が定める「業務広告」に該当する可能性がありますので「広告」である旨の表記を本ニュースレター下部にしています。